

平成24年第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年8月24日(金) 午後1:30~午後2:05
2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (6人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
"	2	村下 健治
"	4	前山 勝造
"	5	小坂 敏
"	6	小澤 守昭
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (3人)
3番 工藤 昭治 7番 佐藤 光男 8番 川代 恵則
5. 会議書記
事務局長 熊谷 誠悦
事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いの受理について
- 日程第4 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 日程第5 議案第27号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成24年 第9回 8月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、9番 長根 孝衛君 お願いします。
	(憲章の唱和)
議長	定足数に達しておりますので、これより平成24年第9回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員には、4番 前山 勝造 君 並びに 5番 小坂 敏 君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いの受理についてを議題とします。 それでは、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第3 報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いの受理について説明します。 平成23年11月8日に農地法第3条第1項に基づく申請がされ、11月21日付けで許可になっている土地(父から長男への一括贈与)について、取り消し願いの申請を受理したものです。 農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、取消理由についてはP3の取消願いの記載のとおりです。
議長	ただ今の事務局の説明に関して質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり

議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第4 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号20号について審議に付します。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第26号 受付番号20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。</p> <p>今回の申請地は所有者が高齢でもあり耕作できずカヤ、柳等が繁茂して耕作放棄地状態であったところです。譲受人は譲渡人から借り受けして農業用施設（ビニールハウス）を建て、野菜等を栽培したいとのことであります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については議案書に記載のとおりです。</p> <p>農地については貸し付けることにより耕作放棄地化の解消にもなるし、問題ないと考えられます。P7に図面を添付しております。</p> <p>受付番号第20号はP19のとおり農地法第3条第1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番前山 委員から報告を求めます。</p>
前山委員	<p>受付番号20号の農地は、耕作放棄地であり、カヤ、柳等が繁茂している状態ではありますが、借り受け人は、農業用施設（ビニールハウス）を建て、野菜等を栽培したいということになります。</p> <p>耕作放棄地化の解消にもなるし、周辺農地への支障の有無等についても特段、問題はないものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>なしの声あり</p>
議 長	<p>同じく日程第4 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号21号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第26号 受付番号21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。</p> <p>申請地の所有者である譲渡人は現在、入院しており農業を営むことができない状態です。申請地は買い受け人の自宅にも近くて農作業の効率の観点からも買い受けたいと申請し</p>

	<p>たものであります。</p> <p>現地の状況から見ても周辺農地への支障は一切問題ないと考えます。</p> <p>P 1 2 に図面を添付しております。</p> <p>受付番号第 2 1 号は P 1 9 のとおり農地法第 3 条第 1 項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の 6 番 小澤 委員から報告を求めます。</p>
小澤委員	<p>議案第 2 6 号の現地調査の結果を報告します。受付番号 2 1 号の農地の所有者は、体の不調により入院しており、農業を営むことができない状態である。</p> <p>買い受け人が、家に近い方が作業効率がよいと言うことで、農地を買い受けたいと申請されたもので、現地調査の結果からも、また、農地法第 3 条の許可基準と照らしても、問題ないと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>なしの声あり</p>
議 長	<p>同じく日程第 4 議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号 2 2 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 4 議案第 2 6 号 受付番号 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。</p> <p>申請地は、耕作されていない農地である。買い受け人が所有している農地と隣接しているため、農地集積及び効率的面から見ても問題はないと思われる。</p> <p>P 1 2 に図面を添付しております。</p> <p>受付番号第 2 2 号は P 2 0 のとおり農地法第 3 条第 1 項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の 4 番 前山 委員から報告を求めます。</p>
前山委員	<p>議案第 2 6 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 2 2 号の申請地は、耕作されていない農地であります。</p> <p>買い受け人が所有している農地と隣接しているため、農地利用集積及び効率的面から見ても良いと思われる。</p> <p>耕作放棄地化の解消にもなるし、周辺農地の状況から見ても、特段問題はないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	同じく日程第4 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。 それでは、受付番号23号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第4 議案第26号 受付番号23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。 父から長男への使用貸借の申請であり対象の農地は全部で7箇所あります。現在、その大部分はニンニクなど作付して畑として耕作されています。長男は新規就農者であります。今までも週末は八戸から通って農業を手伝っております。今後も農地の利用状況については、周辺農地への支障は一切ないと考えます。参考にP14には営農計画書をP15には位置図を添付しております。 受付番号第23号はP20のとおり農地法第3条第1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の6番 小澤 委員から報告を求めます。
小澤委員	議案第26号の現地調査の結果を報告します。受付番号23号の申請農地は7箇所あります。現地調査で全ての農地を調査しましたが、その大部分は畑として耕作されています。父から長男への使用貸借であり新規就農者であります。 現地状況から見ても、周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、 質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	質疑、意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第26号 受付番号第20号から23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
	よって、議案第26号は原案のとおり決定しました。 次に日程第5、議案第27号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。 それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第5 議案第27号 受付番号2号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業

	<p>委員会の許可について説明します。2箇所とも耕作放棄地状態になっております。</p> <p>今回、農業生産法人以外の財団法人で借り受けし薬草の栽培に取り組みたいと言うことで申請がありました。許可申請書の写し、寄付行為、営農計画書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第3条第3項第4号に基づく村長の意見については許可することに異議なしの回答を頂いておりますことを報告します。現地調査からみても貸し付けることで耕作放棄地の解消にもなると考えられます。また周辺農地の利用状況から見ても、一切影響を及ぼす恐れはないと思われます。参考にP18に位置図を添付しております。P21のとおり農地法第3条3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
議長	ただ今の事務局説明に対して、現地調査の結果を担当の4番前山 委員から報告を求めます。
前山委員	<p>議案第27号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号2号の申請地は、3箇所とも耕作放棄地状態となっております。</p> <p>借り受け人が、薬草の栽培に取り組みたいと言うことであり、耕作放棄地の解消にもなるし、特段問題ないと考えます。また、周辺農地の利用状況から見ても、一切問題は無いと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、 質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第27号は原案のとおり決定しました。以上をもって、平成24年 第9回 新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

議長

署名者

署名者